

第2章

赤ちゃんが生まれたら

持ち物一覧

※お忘れのないように手続きにお越しください

申請課	手続き	持ち物	窓口に来る人
市民生活課 (1階)	出生届 ※誕生日を含み 14日以内に届出 してください	<input type="checkbox"/> 出生届(右欄に医師等の証明が書かれたもの) ※病院等で渡されます	どなたでも可
		<input type="checkbox"/> 母子健康手帳	
		<input type="checkbox"/> 出生届を持参される方の身分証明書	
こども課 (4階)	子ども医療費助成	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証(お子さん本人または扶養者のもの)	どなたでも可
	児童手当 ※公務員は勤務先 で手続きしてくだ さい ※夫婦の場合、請求 者(受給者)は、生 計の中心となっ ている方になり ます ※誕生日から15日 以内に届出して ください	<input type="checkbox"/> 健康保険証(請求者のもの)	どなたでも可
		<input type="checkbox"/> 請求者名義の普通口座の通帳	
		<input type="checkbox"/> 請求者及び配偶者のマイナンバーが確認できるもの (マイナンバーカードなど)	
		<input type="checkbox"/> 請求者の本人確認のため運転免許証など顔写真 のある証明書(マイナンバーカードでも可)	
	【代理人が申請する場合】 委任状(用紙はこども課にあります)／代理人の本人確認の ため、運転免許証など顔写真のある証明書		どなたでも可
	【単身赴任等で請求者とお子さんが別居している場合】 お子さんが属する世帯全員の住民票(続柄・本籍・筆頭者 が記載されているもの)※お子さんの住所が見附市内の場 合、住民票は不要です。／お子さんのマイナンバーが確認で きるもの(マイナンバーカードなど)		
新生児・ 産婦訪問指導	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳に添付してある「出生連絡票(はがき)」 (記入済みのもの)	どなたでも可	
妊産婦医療費	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳(助成対象期間を記入させていただきます。)	どなたでも可	
※子育て応援カード (必要な方のみ)	生まれたお子さんのお名前をカードに記入して継続して お使いいただけます。紛失などの場合は再発行も可能です。	どなたでも可	
企画調整課 (3階)	おくるみ申込書	<input type="checkbox"/> 出産祝い品贈呈事業申込書(妊娠届時にお渡したのもの)	どなたでも可

※印鑑は認印可。シャチハタは使用不可。

※ひとり親家庭等の場合は、ひとり親家庭等医療費助成や児童扶養手当の申請手続きがあります。

いろいろな手続き

1階市民生活課に出生届の提出後、4階こども課で各種の手続きをお願いします。

お問い合わせ先

市民生活課市民係
TEL 62-1700
(内線 143、144)
FAX 62-7062

出生届

生まれた日を含めて14日以内に市民生活課へ届出をお願いします。出産場所や里帰り先の市役所などでも届出できますが、お子さんが住民登録される市役所に届出するとその他の手続きも同時にできて便利です。

持ち物

母子健康手帳／出生届(届書の右側に医師・助産師の証明が書かれたもの)／出生届を持参される方の身分証明書

※保護者が障害年金を受給されている方は、お子さんの出生後に手続きが必要な場合があります。市民生活課市民相談・年金係へご連絡ください。

お問い合わせ先

市民生活課年金係
TEL 62-1700
(内線 151、152、153)

国民年金第1号被保険者の産前産後期間の国民年金保険料の免除申請

国民年金第1号被保険者の方は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6か月前から申請可能です。

※厚生年金の加入者やその扶養となっている配偶者は対象外です。市民生活課・年金係へご連絡ください。

持ち物

基礎年金番号の分かる書類／身分証明書／母子健康手帳（出産前に申請する場合）

お問い合わせ先

こども課元気子育て係
TEL 62-1700
FAX 63-5003

子ども医療費助成

お子さんの保険内医療費の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。

※助成期間は、お子さんが18歳になる年度末まで（高校卒業相当までです。）

<一部負担金>

通院	1日	530円
入院	1日	1,200円
調剤	0円	(無料)

持ち物

母子健康手帳／保険証(お子さん本人または扶養者のもの)

※詳しくは、スマートフォンなどで左記QRコードを読み取りご覧ください。

子ども医療費助成



お問い合わせ先

こども課元気子育て係
TEL 62-1700
FAX 63-5003

児童手当

中学校を卒業するまでの児童を養育している方に支給されます。請求した月の翌月から支給されます。ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、請求日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば請求月分から支給します。申請はお早めをお願いします。

※夫婦の場合、請求者（受給者）は、生計の中心となっている方になります。

※公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※所得制限があります。詳しくは、スマートフォンなどで左記QRコードを読み取りご覧ください。

《支給時期》

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

児童手当



持ち物

請求者（受給者）の保険証／請求者（受給者）名義の普通口座通帳／請求者（受給者）及び配偶者のマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカードなど）／下記のもの

【請求者（受給者）本人が申請する場合】

請求者（受給者）の本人確認のため、運転免許証など顔写真のある証明書

【代理人が申請する場合】

委任状（用紙はこども課にあります）／代理人の本人確認のため、運転免許証など顔写真のある証明書

【単身赴任等で請求者（受給者）とお子さんが別居している場合】

お子さんが属する世帯全員の住民票（続柄・本籍・筆頭者が記載されているもの）※お子さんの住所が見附市内の場合、住民票は不要です。／お子さんのマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカードなど）が必要です。

＜現況届＞

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。令和4年度から、現況届の提出が原則不要となりました。ただし、受給者の現況を市が公簿等により確認できない一部の方は、従来通り現況届の提出が必要です（市から案内を送付します）。

お問い合わせ先

こども課元気子育て係
TEL 62-1700
FAX 63-5003

お問い合わせ先

こども課元気子育て係
TEL 62-1700
FAX 63-5003

お問い合わせ先

各医療保険者
※国保加入者は
保健福祉センター
健康福祉課国保医療係
TEL 61-1380
FAX 62-7052

お問い合わせ先

こども課元気子育て係
TEL 62-1700
FAX 63-5003

紙おむつ用ごみ袋

3歳未満のお子さんがいるご家庭に、「市指定燃えるごみ袋」をお渡しします。紙おむつ用のごみ袋としてご利用ください。

子育て安心はがき

健診・予防接種・イベントなどのご案内をします。2か月～12か月、1歳6か月、2歳、3歳になるお子さんのいるご家庭に、はがきを郵送します。

出産育児一時金

出産した時に医療保険者(社会保険、国民健康保険など)から出産育児一時金が支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産や流産でも支給されます。医療保険者が医療機関などに出産育児一時金を直接支払う直接支払制度を利用する場合は、医療機関で手続きしてください。
※直接支払制度を利用しない場合や出産費用が出産育児一時金の支給額に満たない場合は申請が必要になります。

養育医療給付制度

主に2,000g以下で生まれた赤ちゃんに対し、指定医療機関での入院医療費の一部を負担します。

※対象になるかどうかは医師にご確認ください。

持ち物

印鑑／養育医療意見書(所定様式 指定療育医療機関の医師が記入したもの)／保険証(お子さんの保険証または扶養者のもの)／申請者、世帯構成員、扶養義務者のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードまたは通知カード)／申請者の本人確認のため運転免許証など顔写真のある証明書